

鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正に
ついて

次のように改める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律施行条例の一部を改正する条例

鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成 27 年鹿沼市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第 3 条第 2 項中「当該機関が法別表第 1 の下欄に掲げる事務又は住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）による住民基本台帳に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルに記載し、又は記録された法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報を、同表の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、「必要な限度で」の次に「、利用特定個人情報であって当該機関が保有するものを」を加え、同項ただし書中「使用して」の次に「他の」を加え、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第 3 項中「同表の右欄」を「、同表の右欄」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

別表第 2 の 1 の項中「法別表第 2 の 26 の項の第 4 欄に掲げる特定個人情報（市長が情報提供者となるものに限る。）又は住民基本台帳法第 7 条各号に規定する事項若しくはこれらに類する事項（以下「住民票記載事項関係情報」という。）」を「地方税関係情報、母子保健関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は住民票記載事項関係情報」に改め、同表に備考と

して次のように加える。

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方税関係情報 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- (2) 母子保健関係情報 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- (3) 児童手当関係情報 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報
- (4) 介護保険給付等関係情報 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報
- (5) 障害者自立支援給付関係情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報
- (6) 住民票記載事項関係情報 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条各号に規定する事項又はこれらに類する事項
- (7) 医療保険給付関係情報 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。